

## 国立研究開発法人国立環境研究所フェロー採用等規程

平成 23 年 3 月 31 日 平 22 規程第 3 号

平成 25 年 3 月 8 日 一部改正

平成 26 年 10 月 27 日 一部改正

平成 27 年 3 月 13 日 一部改正

平成 28 年 3 月 31 日 一部改正

平成 29 年 1 月 31 日 一部改正

令和元年 12 月 12 日 一部改正

令和 3 年 3 月 24 日 一部改正

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（平 18 規程第 4 号。以下「契約職員就業規則」という。）第 5 条第 2 項及び第 8 条の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）のフェローの採用手続、雇用期間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(採用方法)

**第 2 条** 理事長は、研究業績等により当該分野において優れた研究者として認められている者であって、研究所の目的を達成するために必要であると判断した者を、人事委員会の審査を経て、フェローとして契約する。

**2** 国立研究開発法人国立環境研究所職員就業規則（平 18 規程第 2 号。以下「職員就業規則」という。）第 12 条第 1 項の規定により定年退職する職員であって、定年退職後、研究所がフェローとして契約した者はシニアスタッフ及びシニア研究員として契約することはできない。

(欠格条項)

**第 2 条の 2** 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者は、フェローとなることはできない。

(採用手続)

**第 3 条** 領域長、気候変動適応センター長、福島地域協働研究拠点長、企画部長及び連携推進部長（以下「領域長等」という。）は、フェローとして採用するにふさわしい者（以下「フェロー採用候補者」という。）について、フェロー採用候補者の氏名、フェローとして採用が必要な理由を記載した発議書（別に定める様式による。）により、採用希望を人事委員会に発議する。

**2** フェロー採用候補者の研究が複数の領域等にとって必要である場合は、関係する領域長等が連名で発議することができるものとする。

**3** 第 1 項の発議のうち企画部長又は連携推進部長が発議する場合は、職員就業規則第 12 条第 1 項の規定により定年退職する予定の職員で定年退職後直ちに業務に従事できる者について、その者が研究所職員として研究代表者となる外部研究資金が存在し、その終

期がその者の退職後にまで及んでおり（このような外部研究資金を以下「契約理由研究」という。）、かつその者が退職後も引き続き研究代表者となることを研究所が認める場合とし、理事室の命を受けて、発議書（別に定める様式による。）により発議するときに限るものとする。

- 4 フェロー採用希望の発議を行った領域長等は、研究所又は領域等にとっての必要性など発議に至った経緯及び研究業績など当該フェロー採用候補者がフェローにふさわしいと考える根拠を示して、人事委員会において発議の理由を説明するものとする。
- 5 理事長は、人事委員会の審査を経て、発議のあったフェロー採用候補者について採用の意向を固めた場合、採用後のフェローが所属することとなる領域長等に、当該フェロー採用候補者の次に掲げる事項を記載した雇用要求書（別に定める様式による。）を提出するよう求めるものとする。
  - 一 住所、氏名、生年月日、性別及び国籍
  - 二 契約雇用期間、勤務時間、俸給、業務内容、研究を行う場所、使用する設備・装置、所定時間外及び休日勤務の有無、
  - 三 その他必要な事項

（労働条件）

- 第4条** フェローは、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程（平18規程第11号。以下「契約職員給与規程」という。）第2条第1号のフルタイム契約職員又は同条第2号のパートタイム契約職員（原則、週3日以上勤務する者に限る。）として勤務する。
- 2 フェローの雇用期間は、1事業年度内で雇用契約書（別紙様式第1）に定める期間とし、当該雇用契約期間満了の際、人事委員会の審査を経て、理事長が必要と認める場合は、雇用契約書に記載の更新の限度とされた期間内に限り、雇用契約期間を更新することができるものとする。

（労働条件の明示）

- 第5条** 理事長は、領域長等からの雇用要求書の提出を受け、フェローを採用する場合は、契約雇用期間、勤務時間、俸給、業務内容、研究を行う場所、所定時間外及び休日勤務の有無、休日等を記載した雇用契約書により、採用する者と雇用契約を締結する。

（労働条件の変更）

- 第6条** 理事長は、領域長等の申請を受け、雇用契約書に記載の事項の変更が業務上特に必要であると認める場合は、雇用変更契約書（別紙様式第2）により当該フェローと雇用変更契約を締結する。

（雇止めの予告）

- 第7条** 理事長は、契約職員就業規則第8条第2項の雇止めの予告をフェローに対して行う場合は、雇止め予告通知書（別紙様式第3）により行うものとする。

（解雇予告）

- 第8条** 理事長は、契約職員就業規則第13条第1項の解雇の予告をフェローに対して行う

場合は、解雇予告通知書（別紙様式第4）により行うものとする。

（新たな外部研究資金への応募）

**第9条** フェローは、所属する領域長等が認めた場合、理事長の承認を経て、新たな外部研究資金への応募ができるものとする。

## 附 則

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**改正附則（平成25年3月8日）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**改正附則（平成26年10月27日）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**改正附則（平成27年3月13日）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**改正附則（平成28年3月31日）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**改正附則（平成29年1月31日）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成29年2月1日から施行する。

**改正附則（令和元年12月12日）**

(施行期日)

**第1条** この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**改正附則（令和3年3月24日）**

(施行期日)

**第1条** この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 雇用契約書（兼：労働条件通知書）

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「甲」という。）と ○ ○ ○ ○（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）に基づき、下記のとおり雇用契約を締結する。

## 記

第 1 条 甲は、乙を契約職員として雇用する。

第 2 条 乙の雇用条件及び職務の内容は、次のとおりとする。

契約職員の種類	フェロー
雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで
就業の場所及び所属	○○県○○市○○ 国立研究開発法人国立環境研究所
従事すべき業務	（ただし、記載された業務以外の業務を命じることがある。）
始業及び終業の時刻	始業 午前 時 分 終業 午後 時 分
所定労働時間を超える労働の有無	有（所定労働時間以外及び休日に労働を命ずる場合がある。） 又は 無
休憩時間	午後 0 時から午後 1 時までとする。ただし、業務上必要があるときは変更することがある。
休日	日曜日・土曜日、国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日及びその他理事長が別に定める日とする。
休暇	契約職員就業規則に規定する年次有給休暇、特別休暇及び病気休暇とする。
給与及び賞与	国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程に基づき、給与及び賞与の種類は以下のとおりとする。また、給与の支給日は、賞与を除き、毎月初日から末日までの期間について翌月 16 日（16 日が休日の場合は、その前日又は翌日）とする。 1. 日 給： 円（定期昇給無し） 2. 通勤手当：契約職員給与規程による。 3. 賞 与：契約職員給与規程による（年 2 回（6 月及び 12 月））。 4. 超過勤務手当（正規の勤務時間以外の時間における労働に対して支払われる割増賃金）：契約職員給与規程に基づき、次のとおり支給する。 (1) 所定労働時間を超えて勤務した時間（所定休日に勤務した時間を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。）のうち、1 箇月において 60 時間以内の時間（(2) に定める時間を除く。） 100 分の 125（深夜は 100 分の 150） (2) (1) に定める時間内において所定休日に勤務した時間（前号に定めるものを除く。） 100 分の 135（深夜は 100 分の 160） (3) 所定外労働時間が 1 箇月において 60 時間を超えたときは、その超えた時間 100 分の 150（深夜は 100 分の 175）

	(※深夜とは、午後 10 時から午前 5 時までをいう。) 5. 帰還困難区域等立入手当：契約職員給与規程による。 6. 業務調整手当：日額 円 (該当する場合のみ記載)
退職及び解雇	1. 本契約の契約期間満了時に、更新があり得る 又は 更新しない更新があり得る場合においても、年 月 日を超えての更新は行わない。 2. 雇用契約更新の判断基準は、次のとおりとする。 ①乙の従事している業務の進捗状況②乙の能力③乙の勤務成績④乙の勤務態度⑤乙の勤務しているユニット等の業務量⑥国立研究開発法人国立環境研究所の経営状況⑦その他諸事情 3. 退職手当 支給しない。 4. 退職の事由及び手続 契約職員就業規則の定めるところによる。
安全及び衛生	労働安全衛生法及び契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
研修	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
災害補償	労働基準法、労働者災害補償保険法、契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
表彰及び制裁	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
相談窓口	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口は、総務部人事課とする。
その他	社会保険については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。

第 3 条 契約締結日から雇用期間の開始日までの間に、乙が次のいずれかの事由に該当するときは、採用を取り消す場合がある。

- (1) 乙が刑法その他関係法令に違反する行為を行った場合
- (2) 乙が心身の故障のため、勤務に支障があると判断した場合
- (3) 乙が雇入れに必要な手続きを怠った場合
- (4) 乙が研究所に提出した書類に重大な偽りがあった場合
- (5) 採用条件として一定の資格が必要とされている場合において、乙が雇用期間の開始日までにその資格を取得できなかった場合

第 4 条 その他の勤務条件は、契約職員就業規則のほか、労働基準法その他関係法令等の定めるところによる。

年 月 日

甲 国立研究開発法人国立環境研究所理事長 ⑩

乙 ⑩

## 雇用契約書（兼：労働条件通知書）

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）に基づき、下記のとおり雇用契約を締結する。

## 記

第 1 条 甲は、乙を契約職員として雇用する。

第 2 条 乙の雇用条件及び職務の内容は、次のとおりとする。

契約職員の種類	フェロー
雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで
就業の場所及び所属	〇〇県〇〇市〇〇 国立研究開発法人国立環境研究所
従事すべき業務	（ただし、記載された業務以外の業務を命じることがある。）
始業及び終業の時刻等	〇曜日 始業 午前 時 分 終業 午後 時 分（時間 分勤務）
所定労働時間を超える労働の有無	有（所定労働時間以外及び休日に労働を命ずる場合がある。） 又は 無
休憩時間	午後 0 時から午後 1 時までとする。ただし、業務上必要があるときは変更することがある。
休日	日曜日・土曜日、国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日及びその他理事長が別に定める日とする。
休暇	契約職員就業規則に規定する年次有給休暇及び特別休暇とする。
給与	国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程に基づき、給与及び賞与の種類は以下のとおりとする。また、給与の支給日は、賞与を除き、毎月初日から末日までの期間について翌月 16 日（16 日が休日の場合は、その前日又は翌日）とする。 1. 日 給： 円（定期昇給無し） 2. 通勤手当：契約職員給与規程による。 3. 賞 与：支給しない。 4. 超過勤務手当（正規の勤務時間以外の時間における労働に対して支払われる割増賃金）：契約職員給与規程に基づき、次のとおり支給する。 （1）所定労働時間を超えて勤務した時間（所定休日に勤務した時間を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。）のうち、1 箇月において 60 時間以内の時間（（2）に定める時間を除く。） 100 分の 125（深夜は 100 分の 150） （2）（1）に定める時間内において所定休日に勤務した時間（前号に定めるものを除く。） 100 分の 135（深夜は 100 分の 160） （3）所定外労働時間が 1 箇月において 60 時間を超えたときは、その超えた時間 100 分の 150（深夜は 100 分の 175）

	(※深夜とは、午後 10 時から午前 5 時までをいう。) 5. 帰還困難区域等立入手当：契約職員給与規程による。 6. 業務調整手当：日額 円（該当する場合のみ記載）
退職及び解雇	1. 本契約の契約期間満了時に、更新があり得る 又は 更新しない更新があり得る場合においても、年 月 日を超えての更新は行わない。 2. 雇用契約更新の判断基準は、次のとおりとする。 ①乙の従事している業務の進捗状況②乙の能力③乙の勤務成績④乙の勤務態度⑤乙の勤務しているユニット等の業務量⑥国立研究開発法人国立環境研究所の経営状況⑦その他諸事情 3. 退職手当 支給しない。 4. 退職の事由及び手続 契約職員就業規則の定めるところによる。
安全及び衛生	労働安全衛生法及び契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
研修	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
災害補償	労働基準法、労働者災害補償保険法、契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
表彰及び制裁	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
相談窓口	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口は、総務部人事課とする。
その他	社会保険については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。（該当する場合のみ記載）

第 3 条 契約締結日から雇用期間の開始日までの間に、乙が次のいずれかの事由に該当するときは、採用を取り消す場合がある。

- (1) 乙が刑法その他関係法令に違反する行為を行った場合
- (2) 乙が心身の故障のため、勤務に支障があると判断した場合
- (3) 乙が雇入れに必要な手続きを怠った場合
- (4) 乙が研究所に提出した書類に重大な偽りがあった場合
- (5) 採用条件として一定の資格が必要とされている場合において、乙が雇用期間の開始日までにその資格を取得できなかった場合

第 4 条 その他の勤務条件は、契約職員就業規則のほか、労働基準法その他関係法令等の定めるところによる。

年 月 日

甲 国立研究開発法人国立環境研究所理事長 ⑩

乙 ⑩



## 雇用変更契約書（兼：労働条件変更通知書）

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「甲」という。）と ○ ○ ○ ○（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）に基づき、下記のとおり雇用変更契約を締結する。

## 記

第 1 条 乙の雇用条件及び職務の内容は、次のとおりとする

契約職員の種類	フェロー
雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで
就業の場所及び所属	○○県○○市○○ 国立研究開発法人国立環境研究所
従事すべき業務	（ただし、記載された業務以外の業務を命じることがある。）
始業及び終業の時刻	始業 午前 時 分 終業 午後 時 分
所定労働時間を超える労働の有無	有（所定労働時間以外及び休日に労働を命ずる場合がある。） 又は 無
休憩時間	午後 0 時から午後 1 時までとする。ただし、業務上必要があるときは変更することがある。
休日	日曜日・土曜日、国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日及びその他理事長が別に定める日とする。
休暇	契約職員就業規則に規定する年次有給休暇、特別休暇及び病気休暇とする。
給与及び賞与	国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程に基づき、給与及び賞与の種類は以下のとおりとする。また、給与の支給日は、賞与を除き、毎月初日から末日までの期間について翌月 16 日（16 日が休日の場合は、その前日又は翌日）とする。 1. 日 給： 円（定期昇給無し） 2. 通勤手当：契約職員給与規程による。 3. 賞 与：契約職員給与規程による（年 2 回（6 月及び 12 月））。 4. 超過勤務手当（正規の勤務時間以外の時間における労働に対して支払われる割増賃金）：契約職員給与規程に基づき、次のとおり支給する。 （1）所定労働時間を超えて勤務した時間（所定休日に勤務した時間を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。）のうち、1 箇月において 60 時間以内の時間（（2）に定める時間を除く。）

	<p>100分の125（深夜は100分の150）</p> <p>(2) (1)に定める時間内において所定休日に勤務した時間（前号に定めるものを除く。） 100分の135（深夜は100分の160）</p> <p>(3) 所定外労働時間が1箇月において60時間を超えたときは、その超えた時間 100分の150（深夜は100分の175）</p> <p>（※深夜とは、午後10時から午前5時までをいう。）</p> <p>5. 帰還困難区域等立入手当：契約職員給与規程による。</p> <p>6. 業務調整手当：日額 円（該当する場合のみ記載）</p>
退職及び解雇	<p>1. 本契約の契約期間満了時に、更新があり得る 又は 更新しない更新があり得る場合においても、年 月 日を超えての更新は行わない。</p> <p>2. 雇用契約更新の判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>①乙の従事している業務の進捗状況②乙の能力③乙の勤務成績④乙の勤務態度⑤乙の勤務しているユニット等の業務量⑥国立研究開発法人国立環境研究所の経営状況⑦その他諸事情</p> <p>3. 退職手当 支給しない。</p> <p>4. 退職の事由及び手続 契約職員就業規則の定めるところによる。</p>
安全及び衛生	労働安全衛生法及び契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
研修	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
災害補償	労働基準法、労働者災害補償保険法、契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
表彰及び制裁	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
相談窓口	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口は、総務部人事課とする。
その他	社会保険については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。

第2条 その他の勤務条件は、契約職員就業規則のほか、労働基準法その他関係法令等の定めるところによる。

年 月 日

甲 国立研究開発法人国立環境研究所理事長 ㊟

乙 ㊟

## 雇用変更契約書（兼：労働条件変更通知書）

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「甲」という。）と ○ ○ ○ ○（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）に基づき、下記のとおり雇用変更契約を締結する。

## 記

第 1 条 乙の雇用条件及び職務の内容は、次のとおりとする。

契約職員の種類	フェロー
雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで
就業の場所及び所属	○○県○○市○○ 国立研究開発法人国立環境研究所
従事すべき業務	（ただし、記載された業務以外の業務を命じることがある。）
始業及び終業の時刻等	○曜日 始業 午前 時 分 終業 午後 時 分（時間 分勤務）
所定労働時間を超える労働の有無	有（所定労働時間以外及び休日に労働を命ずる場合がある。） 又は 無
休憩時間	午後 0 時から午後 1 時までとする。ただし、業務上必要があるときは変更することがある。
休日	日曜日・土曜日、国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日及びその他理事長が別に定める日とする。
休暇	契約職員就業規則に規定する年次有給休暇及び特別休暇とする。
給与	国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程に基づき、給与及び賞与の種類は以下のとおりとする。また、給与の支給日は、賞与を除き、毎月初日から末日までの期間について翌月 16 日（16 日が休日の場合は、その前日又は翌日）とする。 1. 日 給： 円（定期昇給無し） 2. 通勤手当：契約職員給与規程による。 3. 賞 与：支給しない。 4. 超過勤務手当（正規の勤務時間以外の時間における労働に対して支払われる割増賃金）：契約職員給与規程に基づき、次のとおり支給する。 (1) 所定労働時間を超えて勤務した時間（所定休日に勤務した時間

	<p>を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。)のうち、1箇月において60時間以内の時間((2)に定める時間を除く。)100分の125(深夜は100分の150)</p> <p>(2)(1)に定める時間内において所定休日に勤務した時間(前号に定めるものを除く。)100分の135(深夜は100分の160)</p> <p>(3)所定外労働時間が1箇月において60時間を超えたときは、その超えた時間100分の150(深夜は100分の175)</p> <p>(※深夜とは、午後10時から午前5時までをいう。)</p> <p>5. 帰還困難区域等立入手当：契約職員給与規程による。</p> <p>6. 業務調整手当：日額 円(該当する場合のみ記載)</p>
退職及び解雇	<p>1. 本契約の契約期間満了時に、更新があり得る又は更新しない更新があり得る場合においても、年月日を超えての更新は行わない。</p> <p>2. 雇用契約更新の判断基準は、次のとおりとする。 ①乙の従事している業務の進捗状況②乙の能力③乙の勤務成績④乙の勤務態度⑤乙の勤務しているユニット等の業務量⑥国立研究開発法人国立環境研究所の経営状況⑦その他諸事情</p> <p>3. 退職手当 支給しない。</p> <p>4. 退職の事由及び手続 契約職員就業規則の定めるところによる。</p>
安全及び衛生	労働安全衛生法及び契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
研修	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
災害補償	労働基準法、労働者災害補償保険法、契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
表彰及び制裁	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
相談窓口	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口は、総務部人事課とする。
その他	社会保険については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。(該当する場合のみ記載)

第2条 その他の勤務条件は、契約職員就業規則のほか、労働基準法その他関係法令等の定めるところによる。

年 月 日

甲 国立研究開発法人国立環境研究所理事長 印

乙 印

年 月 日

雇止め予告通知書

殿

国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 印

この度、当所は 年 月 日を持って終了する貴殿との雇用契約を  
更新しないことと決定しましたので、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則  
第8条第2項の規定に基づき、ここに通知いたします。

以 上

年 月 日

解雇予告通知書

殿

国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 印

この度、当所は国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則第 11 条第 号の規定により、貴殿を解雇することと決定しましたので、ここに通知いたします。

解雇日は、年 月 日といたします。

本通知は、労働基準法第 20 条に基づく解雇通知です（解雇予告手当は、貴殿の指定銀行の口座に年 月 日に振り込みます。）。

なお、解雇日までは従前どおり就業してください。

以 上